省府 令第

号

金 融商 品取引法等 \dot{O} 部を改正する法律 (令和五年法律第七十九号) の <u>ー</u> 部 の施行 に伴い、 経済産業省

令和六年 月 日

財務

省

内閣

府

関係

株

式

会社

商

工組合中

央金庫法施行

規則の一

部を改正する命令を次のように定める。

内閣総理大臣 岸田 文雄

財務大臣 鈴木 俊

齋藤 健

経済産業大臣

経済産業省 財務省 内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則 の <u>一</u> 部を改 正する命令

経済産業省· 財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則 (平成二十年財 務 省令第一号 内 閣 府

0) 部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表により、 改正 前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定 の傍線

改 正 後	改正前
(商工組合中央金庫の子会社の範囲等)	(商工組合中央金庫の子会社の範囲等)
第七十条 [略]	第七十条 [同上]
2 法第三十九条第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、	2 [同上]
次に掲げるものとする。	
[一~十 略]	[一~十 同上]
十の二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律 (十の二 金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一
平成十二年法律第百一号)第十一条第三項に規定する保険媒介業	号)第十一条第三項に規定する保険媒介業務(第三十八号におい
務(第三十八号において「保険媒介業務」という。)	て「保険媒介業務」という。)
[十一~五十 略]	[十一~五十 同上]
[3~8 略]	[3~8 同上]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

この命令は、

金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和六

年二月一日)から施行する。